

# 兵庫県公報

平成22年4月1日 木曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 平成22年度兵庫県献血等推進計画（薬務課）	1
<b>公安委員会規則</b>	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	4

## 公布された法令のあらまし

### ●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

- 1 養父警察署大屋駐在所及び明延駐在所、豊岡南警察署桜町交番並びに淡路警察署塩田駐在所の名称、位置又は所管区域の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 その他所要の整備を行うこととした。

## 公 告

### 平成22年度兵庫県献血等推進計画

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定に基づき、平成22年度兵庫県献血等推進計画を策定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

### 前 文

病気や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植（骨髄移植及びさい帯血移植）は、善意の提供者があつて初めて成り立つ治療法である。

献血については、献血者が年々減少傾向にあり、特に若年層の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進するとともに、市町を中心とした地域ぐるみの献血運動を促進することが必要である。

また、骨髄ドナー及びさい帯血の確保については、骨髄ドナー登録ボランティア、特定非営利活動法人兵庫県さい帯血バンク及び兵庫県赤十字血液センターと連携のうえ普及啓発に努めることが必要である。

本計画の推進にあたっては、阪神・淡路大震災やJR福知山線列車事故から学んだ教訓を活かし、博愛の精神のもと、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、財団法人骨髄移植推進財団、特定非営利活動法人兵庫県さい帯血バンク及びボランティア等が一体となって、県民との参画と協働を基本に取り組みものとする。

### I 献血により確保すべき血液の目標量

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するとともに、血漿分画製剤用原料血漿の割当量を確保するため、採血種類別及び受入体制別の必要献血者数及び必要血液量を、別表1のとおり定める。

この目標値を達成するため、県内の献血参加者目標数を260,500人（200mL献血：12,800人、400mL献血：173,500人、血漿成分献血：37,500人、血小板成分献血：36,700人）と定め、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連帯のもとに献血参加者の確保を図る。

### II 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

#### 1 献血思想の普及啓発、広報活動等

##### (1) 献血推進キャンペーンの実施

ア 愛の血液助け合い運動（厚生労働省等と共催）

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400mL献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本運動を実施し、こ

の間、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

イ はたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催）

1月1日から2月28日の間、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本キャンペーンを実施し、この間、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

(2) 学生献血推進イベント事業の実施

兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び冬季等において、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。

(3) 高校生献血ボランティア推進事業の実施

次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近な救命ボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体及び大学生ボランティア等とともに献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示等）を推進する。

(4) 広報誌（紙）、ラジオ、テレビ等による広報

献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報誌（紙）に広報記事を掲載するとともに、県テレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア（有線放送、ケーブルテレビ、インターネット等）を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。

(5) リーフレット等の作成

献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるためリーフレット等を作成し、イベント会場等で配布する。

(6) 職場における献血の推進

輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、例年、血液が不足しがちとなる夏季（8月）及び年末年始（12～1月）を県独自に献血推進強調期間と定め、これらの期間を中心として、官公庁及び企業等における職場献血を推進する。

なお、職場献血の実施にあたっては、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。

(7) 複数回献血の推進

輸血用血液の安定供給及び安全性の確保に資するため、兵庫県赤十字血液センターが設立する複数回献血者を構成員とするクラブの周知を行う。

2 献血時の健康管理サービスの充実

兵庫県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知するとともに、低比重により献血できなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

県及び市町は、これらの取組に協力する。

3 献血推進組織の育成に関する事項

(1) 市町献血推進協議会等の運営

市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。

ア 献血計画

イ 献血会の育成強化対策（協議会委員の関係団体における対策を含む。）

ウ 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策

(2) 市町等担当者の研修

各地域において献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び県健康福祉事務所（保健所）の担当者が、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じる体制を確保するため、県が主催する献血推進担当者会議等を通じて研修を実施する。

4 献血功労者等の顕彰（表彰及び感謝）

(1) 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

## (2) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。

## III 血液製剤の適正使用等の推進

輸血療法の実施体制の確立と血液製剤の適正使用等の推進を図るため、県内医療機関の輸血療法委員会輸血責任医師等を対象に輸血療法委員会合同研修会を開催する。

また、血液製剤の適正な使用を推進するためのより効果的な方法等を検討するため、必要に応じ兵庫県献血推進協議会に設置した血液製剤適正使用部会を開催する。

## IV 骨髄ドナーの確保及びさい帯血の質の向上

## 1 現状と目標

## (1) 骨髄バンク事業

日本骨髄バンクへの骨髄ドナー登録者数は、平成20年1月15日、全国目標の30万人に到達した（平成22年1月末354,777人）。

本県の骨髄ドナー登録者数は13,533人（平成22年1月末）で、県保健医療計画による県目標12,566人に対して、達成率は107.7%である。

移植希望者への早期移植を実現するためには、一人でも多くのドナー登録者を確保する必要があり、今後も積極的に骨髄ドナー登録を推進する。

平成22年度は、県等主催の献血併行型骨髄ドナー登録会、献血会場及び兵庫県赤十字血液センター献血ルームにおいて1,700人（献血併行型ドナー登録会1,000人、献血ルーム等700人）の骨髄ドナー登録者の確保を目標とする。

## (2) さい帯血バンク事業

本県には、平成12年度に設立された特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、兵庫医科大学内にあり、15箇所のさい帯血採取協力医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、さい帯血バンク事業を展開しており、公開保存数では全国の約10%、移植への使用数では全国の約14%を占めている。

さい帯血の公開保存数は、現在全国で約3.2万本あるが、今後は、より細胞数の多いさい帯血の確保が必要とされていることから、積極的にさい帯血確保を推進し、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクの平成22年度の公開保存目標数400本の達成に向け必要な支援を行う。

## 2 推進方策

## (1) 献血併行型骨髄ドナー登録会の開催

効果的なドナー登録の推進を図るため、官公署及び市民イベント等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髄ドナー登録会の開催を積極的に推進する。

## (2) さい帯血に係る研修会の開催等

## ア さい帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催

さい帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修会を開催する。

## イ さい帯血採取技術研修

さい帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多いさい帯血の確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。

## ウ 妊産婦等に対する普及啓発

さい帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、啓発資料を作成・配布し、さい帯血移植に関する普及啓発を行う。

## (3) 骨髄移植・さい帯血移植推進講座の開催

骨髄移植・さい帯血移植の推進を図るため、大学生等を対象に造血幹細胞移植に関する講演会等を開催する。

## (4) 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰

造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

## (5) 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクへの支援

平成19年3月1日付けで、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、寄付者が税優遇措置される「認定特定非営利活動法人」に認定されたことを踏まえ、医療機関、関係団体及び県民に広く呼びかけ、さい帯血移植に対する理解、協力を一層促進する。

V その他

1 血液製剤の安全性の向上に関する取組

血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広く県民に周知徹底を図る。

また、兵庫県赤十字血液センターが行う献血者の本人確認の徹底等の取組に対して必要な協力を行う。

2 災害時における輸血用血液の確保

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、兵庫県赤十字血液センター及び各市町等と十分な連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、兵庫県赤十字血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。

(別表1)

都道府県名：兵庫県

平成22年度献血計画

(単位：人)

(単位：L)

区 分	採血所	移動採血車	出張採血	合 計	献血量
200mL献血	3,437	76,733	0	10,170	2,034
400mL献血	46,502	91,338	0	137,840	55,136
小 計	49,939	98,071	0	148,010	57,170
血漿成分献血	29,790	—	—	29,790	14,283
血小板成分献血	29,160	—	—	29,160	11,664
小 計	58,950	—	—	58,950	25,947
合 計	108,889	98,071	0	206,960	83,117
稼働日数	6箇所 延べ 1,914日	9台 延べ 1,995台	0回		

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

兵庫県公安委員会規則第3号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県養父警察署の部上野駐在所の項中「藪崎」を「藪崎」に改め、同部養父駐在所の項中「大藪」を「大藪」に改め、同部浅野駐在所の項中「稲津」を「稲津 浅野」に、「伊豆 浅野」を「伊豆」に改め、同部大屋駐在所の項中「大屋町大杉 大屋町糸原 大屋町宮本」を「大屋町大杉」に改め、同部明延駐在所の項中「明延駐在所」を「門野駐在所」に改め、同項位置の欄中「大屋町明延」を「大屋町門野」に改め、同項所管区域の欄中「大屋町門野」を「大屋町糸原 大屋町宮本 大屋町門野」に改め、同部熊次駐在所の項中「川原場 葛畑 別宮」を「葛畑 別宮 川原場」に改め、同表兵庫県豊岡南警察署の部豊岡駅前交番の項中「中央町」を「山王町 中央町」に、「山王町 寿町 若松町 加広町 野田」を「寿町 加広町 野田 若松町」に改め、同部桜町交番の項及び中谷駐在所の項を次のように改める。

立野交番	豊岡市立野	豊岡市のうち 昭和町 大磯の一部（円山川中央線以西） 大磯町 城南町 桜町 三坂 三坂町 京町 立野の一部（円山川中央線以西） 立野町 泉町 元町 小田井町 幸町 塩津町 塩津の一部（円山川中央線以西） 弥栄町 今 森の一部（円山川中央線以西）
中谷駐在所	豊岡市中谷	豊岡市のうち 大磯の一部（円山川中央線以東） 塩津の一部（円山川中央線以東） 今 森の一部（円山川中央線以東） 江本 駄坂 木内 大篠岡 中谷 河谷 百合地 八社宮の一部（平 一本木 江向 花貫 下島田）

別表第1兵庫県豊岡南警察署の部九日市駐在所の項中「豊岡市九日市」を「豊岡市九日市下町」に、「佐野」を「上佐野 佐野」に、「上佐野 土淵の一部」を「玉淵の一部」に改め、同部土淵駐在所の項中「土淵駐在所」を「玉淵駐在所」に、「豊岡市土淵」を「豊岡市玉淵」に、「土淵の一部」を「玉淵の一部」に、「八社宮の一部（平 一本木 江向 花貫 下島田を除く。） 伏」を「伏 八社宮の一部（平 一本木 江向 花貫 下島田を除く。）」に改め、同部庄境駐在所の項中「法花寺」を「立野の一部（円山川中央線以東） 法花寺」に、「六地藏の一部（円山川中央線以東） 立野の一部（円山川中央線以東）」を「六地藏の一部（円山川中央線以東）」に改め、同部野上駐在所の項中「森 金剛寺」を「金剛寺 森」に改め、同部奈佐駐在所の項中「船谷 辻」を「辻 船谷」に改め、同部小坂駐在所の項中「出石町田多地 出石町安良」を「出石町安良 出石町田多地」に改め、同部出合駐在所の項中「但東町日殿 但東町河本」を「但東町河本」に、「但東町唐川」を「但東町唐川 但東町日殿」に改め、同部中山駐在所の項中「但東町虫生 但東町坂野」を「但東町虫生」に、「但東町高龍寺」を「但東町高龍寺 但東町坂野」に改め、同表兵庫県淡路警察署の部浦交番の項中「白山」を「浦 白山」に、「中持 浦」を「中持」に改め、同部育波交番の項中「生田畑 生田大坪 生田田尻」を「生田田尻 生田畑 生田大坪」に改め、同部富島交番の項及び野島駐在所の項を次のように改める。

富島交番	淡路市富島	淡路市のうち 仁井 小田 舟木 長畠 久野々 富島 石田 小倉 浅野南 浅野 神田 斗ノ内
野島駐在所	淡路市野島 藁浦	淡路市のうち 野島藁浦 野島常盤 野島轟木 野島大川 野島平林 野島江崎 野 島貴船

別表第1兵庫県淡路警察署の部山田駐在所の項中「明神 草香 南 深草」を「草香 南 深草 明神」に改め、同部大町駐在所の項中「木曾上 木曾下」を「木曾下 木曾上」に改め、同部塩田駐在所の項中「淡路市塩尾」を「淡路市下司」に改める。

別表第2兵庫県豊岡南警察署の部出石警部派出所の項中「出石町田多地 出石町安良」を「出石町安良 出石町田多地」に、「但東町虫生 但東町坂野」を「但東町虫生」に、「但東町高龍寺」を「但東町高龍寺 但東町坂野」に、「但東町日殿 但東町河本」を「但東町河本」に、「但東町唐川」を「但東町唐川 但東町日殿」に改め、同表兵庫県淡路警察署の部津名警部派出所の項中「木曾上 木曾下」を「木曾下 木曾上」に改め、同部津名西警部派出所の項中「明神 草香 南 深草」を「草香 南 深草 明神」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。